

横浜市アマチュア無線非常通信協力会旭区支部 会員証に関する細則

第1条（名称）

横浜市アマチュア無線非常通信協力会旭区支部会員証（以下「会員証」という）という。

第2条（発行）

発行者名は支部長とする。
発行は事務局で行う。

第3条（使用目的）

- 1) 会の主催する会議、行事に参加するとき、携行しなければならない。
- 2) 非常災害時において、アマチュア無線通信による災害情報の収集、伝達に協力する時、区役所、防災拠点、その他必要とされる場所に於いて活動する時に携行しなければならない。

第4条（有効期限）

- 1) 発行日から四年後の5月末日までとする。
- 2) 途中入会者の会員証は上記1)項の期限に準ずる。

第5条（会員証の失効）

- 1) 支部規約に定める、退会および資格の喪失したとき。
- 2) 上記1)の場合は事務局に返却する。
- 3) 会員証の有効期限を過ぎたとき。

第6条（仕様）

別表の通りとする。

第7条（その他）

会員証を入れるホルダ、ストラップ、クリップ等必要なものは会員個人の負担とする。

附則

この細則は平成23年4月17日から施行する。

[別表]

会員証仕様、色は白、名刺サイズとし

会員のコールサイン、氏名、発行日、有効期限、支部長名他を入れる
マークは本部から提供される、支部印を押印する

マーク	会 員 証 見 本		
コールサイン	J R 1 Y W K	所属	旭区 支部
氏 名	あさひ くん		
上記のものは、横浜市アマチュア無線非常通信協力会会員であることを証明する。			
発行日	年	月	日
有効期限	年	月	日
横浜市アマチュア無線非常通信協力会			支部印
旭区支部長 旭 太 郎			